

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の業務の廃止の届出があった。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

廃止する登録検査機関	名 称	有限会社あすなろ
	主たる事務所の所在地	広島県山県郡北広島町壬生二二〇番地
廃止年月日		令和八年三月一七日
廃止する理由		事業廃止のため